

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律と 登録認定機関制度について

2020年10月5日

農林水産省

食料産業局 輸出先国規制対策課

伊藤 優志

本日本話する内容

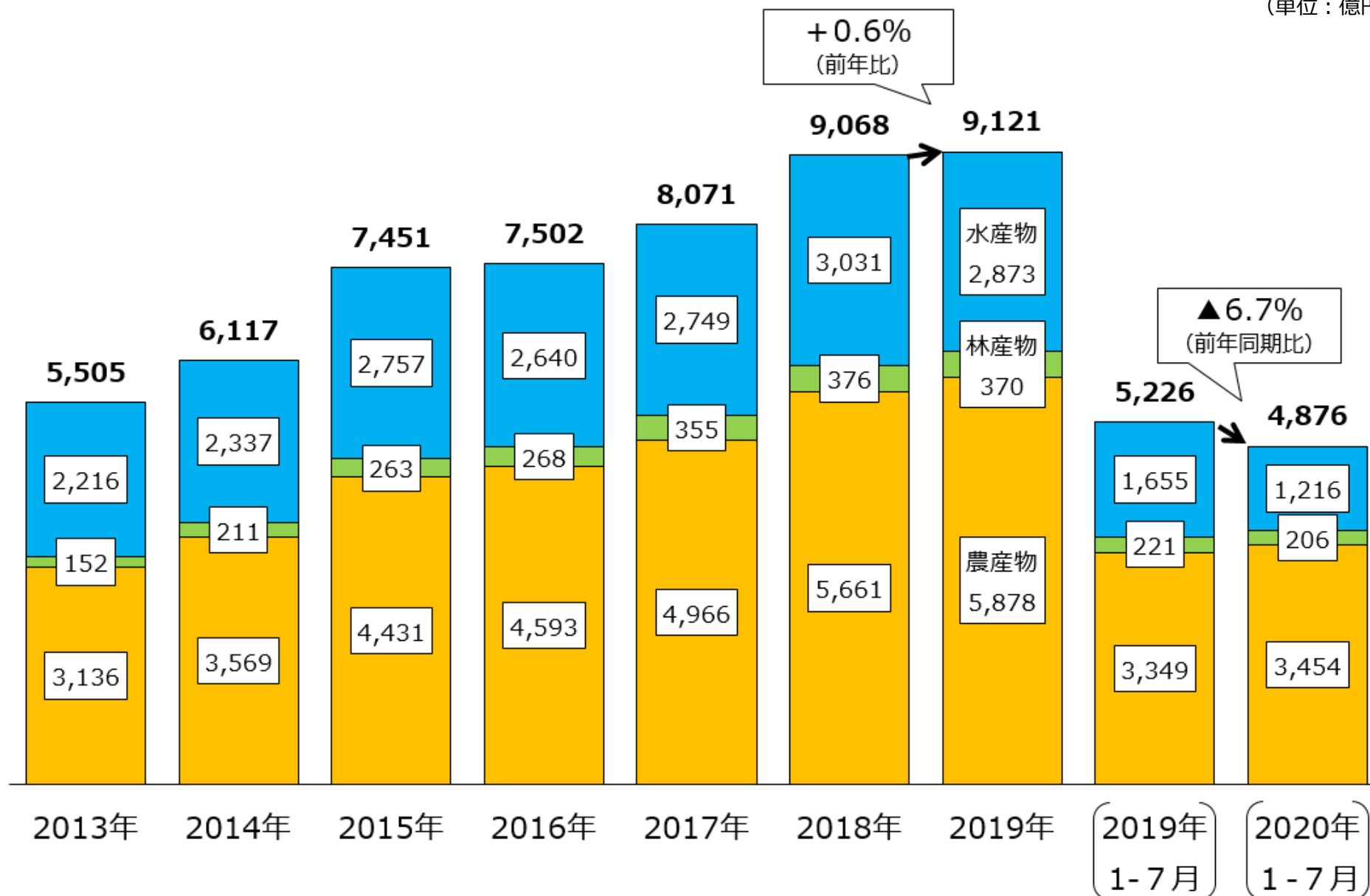
- ①農林水産物・食品の輸出の状況
- ②輸出促進法の概要と農林水産物・食品輸出本部の取組状況
- ③輸出促進法に基づく登録認定機関制度

①農林水産物・食品の輸出の状況について

農林水産物・食品 輸出額の推移

農林水産省
食料産業局

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2020年7月 農林水産物・食品の輸出額

農林水産省
食料産業局

	金額	前年差	前年比
7月単月	756億円	+16億円	+2.2%
1-7月累計	4,876億円	▲350億円	▲6.7%

品目別の状況

輸出額の増加が大きい主な品目

品目	増加額	主な増加要因
かつお・まぐろ類	+15億円	タイ、ベトナム、フィリピン
丸太	+6億円	中国、韓国、ベトナム
牛肉	+3億円	香港、カンボジア、アメリカ

輸出額の減少が大きい主な品目

品目	減少額	主な減少要因
ホタテ貝	▲21億円	中国、オーストラリア、台湾
なまこ（調製品）	▲11億円	香港、中国
ぶり	▲7億円	アメリカ、中国、カナダ

国・地域別の状況

輸出額の増加が大きい国・地域

国・地域	増加額	主な増加品目
香港	+45億円	貝柱調製品、たばこ、アルコール飲料
ベトナム	+15億円	かつお・まぐろ類、牛乳・乳製品
タイ	+12億円	かつお・まぐろ類、さば

輸出額の減少が大きい国・地域

国・地域	減少額	主な減少品目
オーストラリア	▲15億円	繁殖用の馬、ホタテ貝
アメリカ	▲12億円	ぶり、アルコール飲料
韓国	▲10億円	アルコール飲料、菓子（米菓除く）

2020年の農林水産物・食品 輸出額

農林水産省
食料産業局

	農林水産物	前年同月比	輸出額内訳		
			農産物	林産物	水産物
1月	538億円	▲5.8%	383億円	21億円	134億円
2月	683億円	▲10.6%	490億円	26億円	166億円
3月	732億円	▲9.9%	523億円	28億円	181億円
4月	739億円	▲10.4%	545億円	33億円	160億円
5月	671億円	3.1%	463億円	28億円	180億円
6月	757億円	▲12.4%	513億円	34億円	210億円
7月	756億円	2.2%	537億円	34億円	185億円
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
計	4,876億円	▲6.7%	3,454億円	206億円	1,216億円

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

<少額貨物、木製家具輸出額>

	少額貨物	前年同期比	木製家具	前年同期比
1-6月	254億円	▲5.8%	17億円	▲23.2%
7-12月				
計	254億円	▲5.8%	17億円	▲23.2%

※少額貨物…
輸出入申告の際、1品目20万円以下の貨物に関しては「貿易統計」に計上されておらず、別途調査を行っている。(年2回集計)

少額貨物及び木製家具を含めた農林水産物・食品の輸出額は1-7月5,147億円(前年同期比▲6.7%)となる。

2020年の農林水産物・食品 輸出額（1－7月）品目別

農林水産省
食料産業局

品目	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
加工食品	197,642	4.4
アルコール飲料	36,570	▲ 13.2
日本酒	10,795	▲ 22.6
ソース混合調味料	19,459	1.5
清涼飲料水	19,250	8.0
菓子（米菓を除く）	8,222	▲ 22.8
醤油	3,915	▲ 10.1
米菓（あられ・せんべい）	2,349	▲ 4.4
味噌	2,149	▲ 3.1
畜産品	39,677	0.5
畜産物	30,238	4.0
牛乳・乳製品	13,319	22.6
牛肉	12,624	▲ 17.8
鶏卵	2,321	101.8
鶏肉	1,161	6.3
豚肉	814	31.3
穀物等	27,335	7.7
米（援助米除く）	3,031	25.2
野菜・果実等	20,209	0.0
青果物	11,368	▲ 5.6
りんご	3,977	▲ 28.0
いちご	1,674	7.3
ながいも	1,137	▲ 11.8
もも	1,053	14.6
かんしょ	932	11.7
ぶどう	804	15.3
かんきつ	322	▲ 7.2
なし	21	51.0

品目	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
その他農産物	60,498	0.1
たばこ	7,320	▲ 27.9
緑茶	8,258	▲ 2.9
花き	7,373	▲ 0.4
植木等	6,713	0.7
切花	567	▲ 12.7
林産物	20,584	▲ 6.9
丸太	9,057	▲ 2.1
製材	3,514	▲ 2.1
合板	2,869	▲ 23.7
水産物（調製品除く）	91,892	▲ 28.4
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	15,528	▲ 30.5
さば	15,224	▲ 7.5
かつお・まぐろ類	11,795	38.6
ぶり	8,733	▲ 33.8
いわし	5,897	▲ 1.0
真珠（天然・養殖）	2,833	▲ 85.0
たい	2,227	0.6
さけ・ます	1,834	▲ 20.8
すけとうたら	953	▲ 25.4
さんま	361	▲ 52.3
水産調製品	29,736	▲ 19.9
なまこ（調製）	9,721	▲ 23.3
練り製品	5,385	▲ 14.4
貝柱調製品	2,914	▲ 6.3
ホタテ貝（調製）	1,801	▲ 14.7

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2020年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

農林水産省
食料産業局

順位	2020年1-7月（累計）							2020年7月（単月）				
	輸出先	輸出額 （億円）	金額 構成比 （%）	対前年 増減率 （%）	輸出額内訳（億円）			輸出額 （億円）	対前年 増減率 （%）	輸出額内訳（億円）		
					農産物	林産物	水産物			農産物	林産物	水産物
1	香港	1,067	21.9	▲ 7.5	793	2	272	188	31.5	143	0	45
2	中華人民共和国	883	18.1	3.1	621	94	167	127	▲ 5.4	92	16	19
3	アメリカ合衆国	632	13.0	▲ 13.3	494	18	119	90	▲ 11.9	69	3	18
4	台湾	487	10.0	3.9	372	14	102	70	5.4	52	2	16
5	ベトナム	291	6.0	20.8	169	5	117	45	49.4	26	1	19
6	タイ	243	5.0	0.7	101	2	140	42	38.2	14	0	28
7	大韓民国	222	4.6	▲ 35.4	138	20	64	37	▲ 21.3	23	3	11
8	シンガポール	145	3.0	▲ 15.0	125	1	19	20	▲ 17.2	17	0	2
9	オーストラリア	83	1.7	▲ 19.3	77	0	6	14	▲ 51.4	13	0	1
10	フィリピン	83	1.7	▲ 7.6	33	34	15	15	7.8	6	6	3
-	EU	258	5.3	▲ 11.4	223	4	31	36	▲ 11.0	32	1	3

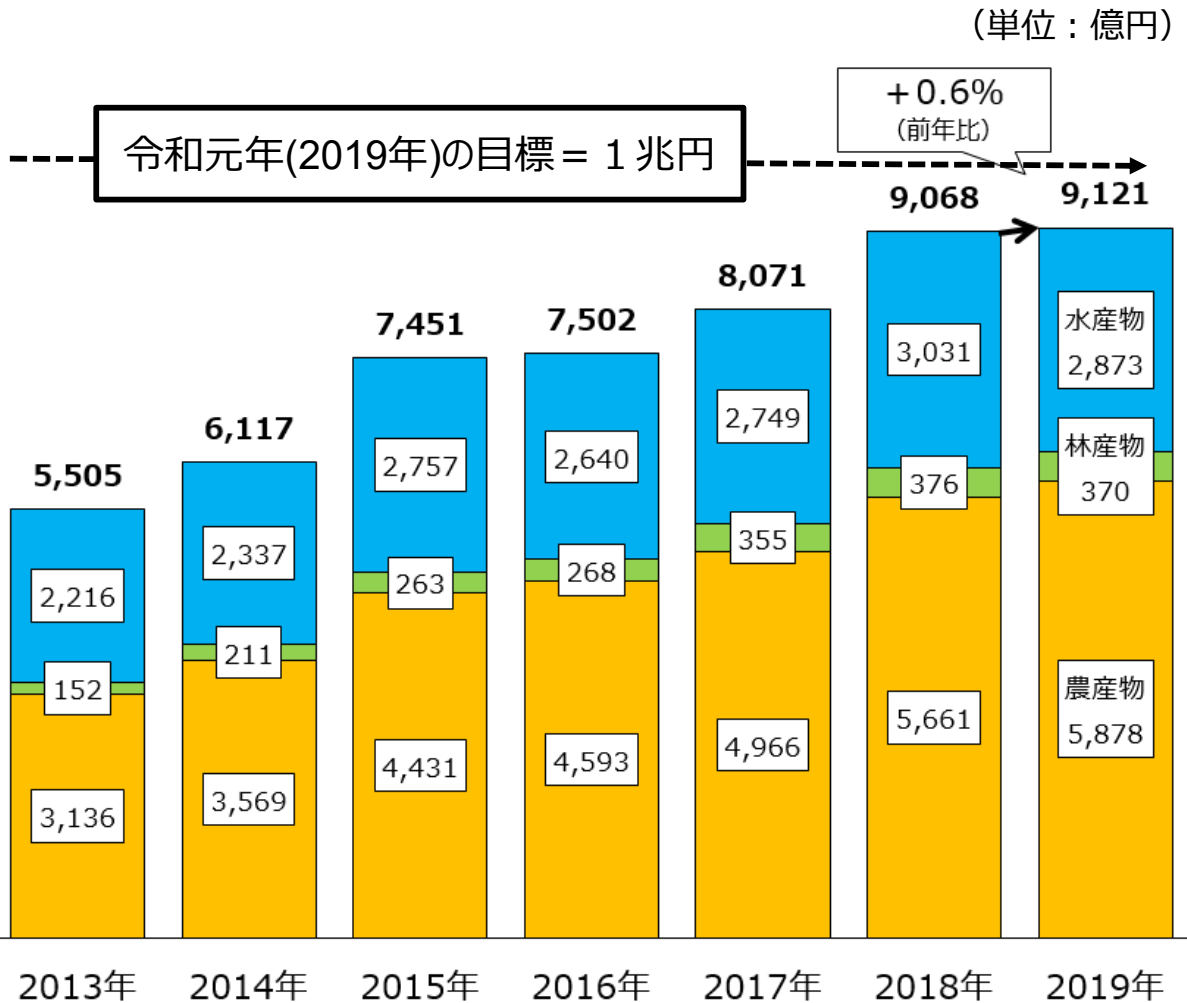
※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

②輸出促進法の概要と 農林水産物・食品輸出本部の取組状況について

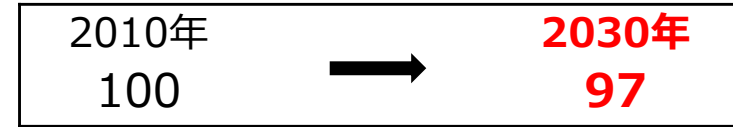
背景（その1） 農林水産物・食品輸出の推移と見通し

- 人口減少下で、国内の食品市場規模は縮小する見込み。一方、人口増加や経済成長に伴い、世界の食料需要は2015年の890兆円から2030年には1,360兆円に増加する見込み。
- 我が国の農林水産業及び食品産業が発展するためには、更なる輸出拡大が不可欠。

農林水産物・食品の輸出実績

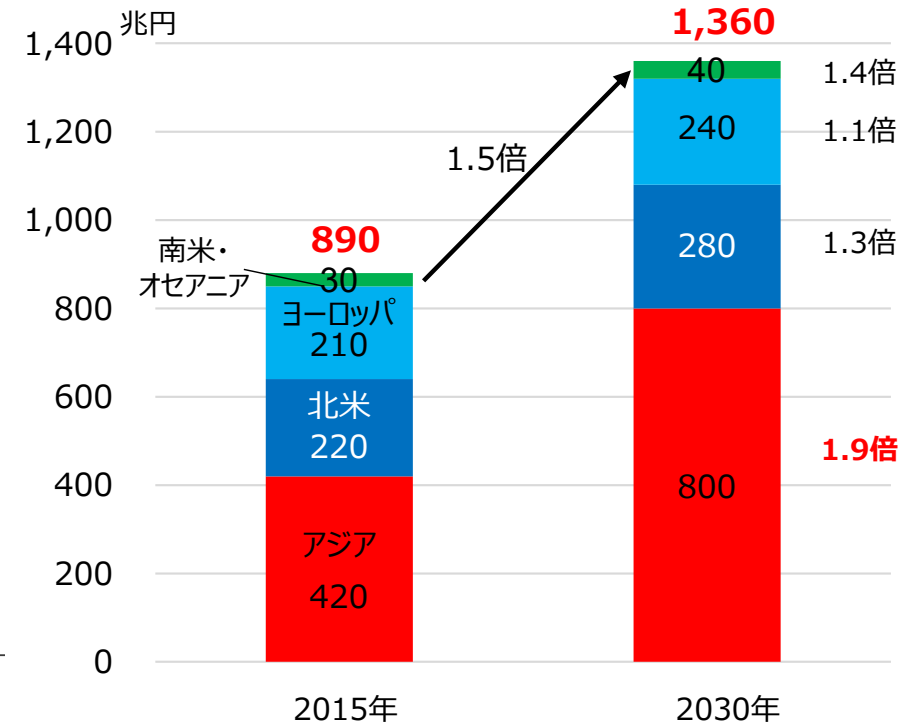


国内の食料支出総額の変化（指数）



出典：農林水産政策研究所「人口減少局面における食料消費の将来推計」（2014年6月）

世界の飲食料市場規模（推計）



出典：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」（2019年3月）

背景（その2） 更なる輸出拡大のための課題① 輸出先国との協議

- ・ 輸出できる農林水産物及び食品の品目や対象国を増やすためには、輸出先国との協議を通じた輸出解禁を加速化する必要。
- ・ アジアを中心に、輸出先国への施設登録など輸入食品の安全性に関する規制が強化される方向にあり、協議の更なる対応強化が必要。
- ・ 協議手続を前に進める重要な局面では、政府が実施する輸出入に関する食品安全等の交渉を一体的に実施する体制整備が必要。

協議の例

放射性物質規制

- － 中国などの20か国・地域で、一部地域の**輸入禁止**又は**放射性物質の検査証明**を要求。例えば**中国には新潟米除く10県の食品や全国の青果物等、台湾には5県の食品、香港には福島**の青果物や乳飲料が輸出できない。規制の撤廃・緩和に向けて協議中。

食肉の食品衛生・動物衛生協議

- － 中国、韓国、チリ、トルコなど多くの国に対し、**牛肉・豚肉の輸出解禁を協議中**。食肉については、食品安全（厚労省が人の健康影響を担当）と動物衛生（農水省が担当）の協議が必要。

ペルー向け水産物協議

- － ペルー向けの水産物の衛生条件について協議中。

食品安全に関する規制強化の例

中国の衛生証明書（未実施）

- － 中国向けの畜水産物、茶、加工食品、アルコール飲料の輸出について、中国政府は、**公的証明書の提出を義務付ける意向**を表明。

台湾の牛肉

- － 台湾は**昨年7月に衛生管理基準を厳格化**。

タイの青果物

- － タイ向けの青果物輸出について、**昨年8月から選果・梱包施設がタイの衛生基準を満たしている旨の証明書が必要**となった。

輸出解禁交渉にはハイレベルの関与が不可欠

主な**食品輸出先国の規制緩和**に向けて、**閣僚レベルや高級事務レベル**といったハイレベルでの交渉を実施。

背景（その3） 更なる輸出拡大のための課題②

輸出先国の食品安全等の規制への対応するための国内環境の整備

- ・ 関係省庁間や、国と都道府県が一体となって国内体制の整備に取り組む必要。
- ・ 農林漁業者や食品事業者は、食品安全等の規制について十分な知識を有していないことが多く、民間事業者は独力では、このような課題を解消できない。このため、輸出拡大のためには、行政による技術支援・コンサルティングが不可欠。

国内体制整備の諸課題の例 ※相手国との協議が必要なものを含む

欧米向けの牛肉のHACCP施設の認定

対米・対EUを中心に、多くの国で**食肉輸出**には、**HACCP施設認定**が必要だが、**認定までに時間がかかる**。

（例：農林水産省補助金で建設した食肉施設で、竣工から対米・対EU向けの認定までに2年以上かかった施設があった）

欧米向け水産物の生産海域モニタリング

EU向けの**ホタテ輸出**には、地方自治体が生産海域を指定し、**水質等のモニタリングを行う必要**があり、**指定されていない海域で養殖されたホタテは輸出できない状況**。

米国向けの**活力キ輸出**には、厚労省及び農水省が日本版貝類衛生プログラムを策定し、米国の承認を受けた上で、**海域モニタリングが必要**。

農産物・畜水産物の証明書の発行

国によっては同一の輸出物に対して保健所から食品衛生証明書、水産庁から放射性物質証明書が必要になるが、**省庁が異なるため相談、申請・手続が煩雑**。

タイ向けの**青果物輸出**について、昨年**8月から新たに選果・梱包施設**がタイの衛生基準を満たしている旨の**証明書が必要**となった。

畜産物や水産物の輸出について、衛生証明書の発行が必要な製品について、**発行までに時間を要する場合もあることから早期に発行できるよう柔軟な対応**を求める声がある。

EU向け乳製品の残留物質モニタリング

EU向けの**乳製品輸出**には、厚労省や地方自治体等による公的な**動物用医薬品等の残留物質モニタリング**が必要。

海外の食品添加物・農薬規制への対応

輸出先国で認められていない天然着色料について安全性について詳細な分析データが求められ、**民間事業者だけでは対応困難**。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要

1. 背景

- ・農林水産物及び食品の輸出拡大に向け、これまで日本食のプロモーション等の取組を実施。
- ・更なる輸出拡大のためには、輸出先国による食品安全等の規制等に対応するため、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工施設の認定、輸出のための取組を行う事業者の支援について、政府が一体となって取り組むための体制整備が必要。

2. 法律の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚労大臣、経産大臣、国交大臣、復興大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画（工程表）の作成・進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

II 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった ①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣（※）及び都道府県知事等ができる旨を規定。

※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。

- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。

III 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

- ・輸出事業者が作成し認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法及びHACCP支援法（※）に基づく認定計画等とみなして、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象とする。

※食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）

IV その他

- ・令和2年4月1日から施行。
- ・農林水産省設置法を改正し、本部の所掌事務を追加。
- ・IIの輸出証明書発行の規定と重複する食品衛生法の規定を削除。

農林水産物・食品輸出本部の下での実施体制

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第3条に基づき、農林水産省に農林水産物・食品輸出本部を設置。

農林水産物・食品輸出本部

【本部長】 農林水産大臣

【本部員】 総務大臣 外務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 復興大臣

農林水産物・食品輸出本部事務局

【事務局長】 農林水産省 食料産業局長

【事務局長代理】 農林水産省 大臣官房審議官（輸出本部担当）

【次長】 農林水産省 食料産業局 輸出先国規制対策課長
総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び復興庁
の課長級の併任者

※ 農林水産省に関係府省庁の総合調整機能を付与するための閣議決定

※ 輸出本部の実務を担う輸出先国規制対策課を農林水産省に新設

基本方針の策定

・輸出先国との協議 ・輸出円滑化措置（証明書発行・施設認定等） ・事業者支援 等

実行計画（工程表）の作成・進捗管理

・食肉加工施設の認定等のスピードアップ ・輸出先国との協議の一体的実施 等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針の概要

- ・ 輸出促進法第10条に基づき、①施策に関する基本的な方向、②輸出先国との協議、③輸出を円滑化するために必要な手続の整備、④輸出を行う事業者の支援等を定めた「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」を策定。

第1 施策に関する基本的な方向

- ・ 我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業の持続的な発展が目的。
- ・ 農林水産物・食品輸出本部において、実行計画を作成し、毎年、進捗管理を行い、早期の実行を推進。

第2 輸出先国との協議

- ・ 輸出先国との協議は、農林水産大臣が中心となり、関係大臣の協力を得て行う。
- ・ 効果的・効率的に協議を進めるため、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目から優先的に協議。

第3 輸出を円滑化するために必要な手続の整備

- ・ 輸出証明書の発行、生産区域の指定及び加工施設等の認定については、農林水産省、財務省及び厚生労働省が分担して実施。
- ・ 登録認定機関を活用して手続の迅速化を図る。
- ・ 農林水産省は、関係省庁や都道府県等も含め、証明書の申請及び交付を一元的にできるシステムの構築を推進。

第4 輸出を行う事業者の支援

- ・ 農林水産省は、輸出先国の様々な規制等の情報を収集し、農林水産業者及び食品事業者に分かりやすく情報提供。
- ・ 農林水産省に、一元的な相談窓口を設置し、事業者からの様々な相談に対応。農林水産省は、輸出に係る相談について、関係省庁や関係機関、都道府県等と共有できるネットワークも構築して積極的な対応を推進。

実行計画（工程表）等の進捗状況①

- 輸出促進法第14条第1項に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（以下「実行計画」という。）を作成。これまで実行計画（輸出促進法施行前の工程表を含む。）として、112項目を作成し、約半分（51項目）が対応済みとなった。また、令和2年4月以降は、73項目のうち、12項目が対応済みとなり、輸出先国の規制への対応が進展している。

実行計画（工程表）として対応済み項目の一覧

対象国・地域	措置した事項	項目数
シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定	3
	豚肉加工施設のHACCP認定	1
	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限の我が国への移譲	1
	家きん肉の解禁	1
	食鳥のと体の洗浄基準について要綱を改定	1
	活ガキ輸出のための衛生プログラムの認定	1
タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	1
	豚肉の解禁	1
	豚肉処理施設のHACCP認定	1
	青果物の選果・梱包施設の衛生証明書発行	1
	かんきつ類の検疫条件の変更（査察制への移行）	1
タイ等	各国ごとに定められた禁止成分の周知（部分水素添加油脂等）	1

台湾	牛肉処理施設の要綱を策定	1
	牛乳、乳製品の衛生証明書発行の効率化	1
	牛肉の施設認定権限の我が国への移譲	1
中国	水産物輸出に係る最終加工施設の登録	1
	イヌマキの輸出再開	1
ベトナム	羽田空港における輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務の開始	1
	りんごの検疫条件の変更	1
	輸出先国における商品登録手続早期化の支援	1
香港	30か月齢以上の牛肉の輸出解禁	1
	牛乳、乳製品の衛生証明書の発行の効率化	1
	香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認	1
マカオ	30か月齢以上の牛肉の輸出解禁	1
フィリピン等	輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	1

実行計画（工程表）等の進捗状況②

対象国・地域	措置した事項	項目数
米国	牛肉処理施設のHACCP認定	4
	うんしゅうみかんの検疫条件の変更	1
	なしの検疫条件の変更	1
米国・EU	牛肉処理施設のHACCP認定	1
ブラジル	相手先国の通関の迅速化	1
EU	牛肉処理施設のHACCP認定	4
	・卵・卵製品、乳・乳製品の解禁 ・鶏卵の洗浄基準の策定 ・卵、牛の生乳の残留物質モニタリング検査の実施	1
	生鮮家きん肉の解禁	1
	EUで1997年以前に普及していなかった新規食品（Novel Food）の流通条件の確認	1
	EU向けカキの輸出に関する水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和	1
サウジアラビア	牛肉の輸出解禁	1
全輸出先国・地域	食肉の包材（ダンボール）への記載事項について要綱を改定	1
	加工食品の自由販売証明書の発行の迅速化	1
米国 EU 香港 等	牛肉を輸出する処理施設による輸出先国の基準に基づいた衛生的なと畜・解体の徹底	1

台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ NZ、EU等	水産物輸出の衛生証明書の発行の迅速化	1
シンガポール EU	鶏肉の食鳥処理場において都道府県の食鳥検査員の監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うことを周知	1
香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、UAE、カタール、カナダ、メキシコ、ブラジル、豪州、NZ、ロシアは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	牛肉等の処理施設のHACCP認定（国によってはハラールを含む）	1
牛肉輸出先国	輸出牛肉の食品添加物の使用に関する国からの周知	1
合計		51

現在の実行計画①

- ・ 輸出に取り組む事業者の団体等からの要望を踏まえ、8月31日に、輸出施設の認定審査や各国・地域との協議など、新たに102項目を追加し、実行計画を変更した。
- ・ 変更後の実行計画は、国内対応77項目、相手国・地域との協議への対応86項目。

実行計画への追加項目の一覧

I 国内対応

1 施設認定

対象国・地域	対象となる事項	項目数
シンガポール	牛肉処理施設のHACCP認定 ((株)にし阿波ビーフ (徳島県))	1
	豚肉処理施設 ((株)北海道畜産公社早来工場 (北海道))	1
香港	卵製品加工施設の対香港認定 (農事組合法人香川ランチ (宮崎県))	1
米国	水産食品加工施設のHACCP認定※ (丸本本間水産 (株) (北海道)、(有)カネキン川村水産 (北海道)、広瀬水産 (株) (北海道)、丸栄水産 (株) (北海道)、(株)ワイエスフーズ (北海道)、サンコー食品 (株) (岩手県)、(株)丸石沼田商店 (青森県)、(株)大豊 (青森県)、(株)ヤマナカ (宮城県)、(株)津久勝 (茨城県)、(有)なかみち水産 (千葉県)、(株)西松 (神奈川県)、(株)三崎恵水産 (神奈川県)、(有)若松屋 (三重県)、大阪府鰯巾着網漁業協同組合 (大阪府)、マルヤ水産 (株) (兵庫県)、愛南漁業協同組合 (愛媛県)、(株)愛媛海産 (愛媛県)、(株)予州興業 (愛媛県)、秀長水産 (株) (愛媛県)、(株)高知道水 (高知県)、柳川冷凍食品 (株) (福岡県)、(株)高橋商店 (福岡県)、(株)スイケンフーズ (佐賀県)、(株)九州築地 (宮崎県)、(株)水永水産 (宮崎県)、(有)山吉國澤百馬商店 (鹿児島県)、(株)下園薩男商店 (鹿児島県)、的場水産 (株) (鹿児島県)、(株)MRC (鹿児島県)、(有)海幸 (鹿児島県)、(株)八起屋 (鹿児島県))	33

米国・EU	牛肉処理施設のHACCP認定 (佐賀県食肉センター (佐賀県))	1
	水産食品加工施設のHACCP認定 ((株)トウスイ (茨城県)、(株)南予ビージョイ (愛媛県)、(株)新海屋 (宮崎県)、KTM (株) (鹿児島県))	4
ブラジル	牛肉処理施設のHACCP認定※ (飛騨ミート農業協同組合連合会 (岐阜県))	2
EU	牛肉処理施設のHACCP認定 ((株)北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター (第3工場) (北海道))	1
	液卵製造施設のHACCP認定 ((株)籠谷 (兵庫県))	1
	牛乳乳製品の輸出施設認定※	1
	水産食品加工施設のHACCP認定※ (北見食品工業 (株) (北海道)、紋別漁業協同組合 (北海道)、マルカイチ水産 (株) (北海道)、(株)山神 (青森県)、(株)マリノス (千葉県)、(株)カネジョウ大崎 (千葉県)、極洋水産 (株) (静岡県)、大坪水産 (株) (静岡県)、(株)オリエンタルフーズ (静岡県)、ファームチョイス (株) (熊本県)、熊本県海水養殖漁業協同組合 (熊本県))	12
	産地魚市場のHACCP認定支援 (宮城県塩竈魚市場、長崎県松浦魚市場、鹿児島県枕崎魚市場)	3

現在の実行計画②

I 国内対応 2 その他

対象国・地域	対象となる事項	項目数
中国	食用活水産物の衛生証明書発行の際の有害物質検査	1
米国・EU	容器・包装（食品接触材料）の規制への対応	1
各国共通	輸出に関する一元的な相談窓口	1
全輸出先国・地域	食品添加物などの食品関連規制への対応	1
共通	植物検疫協議の優先順位の決定	1

II 相手国・地域との協議への対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
インド	輸入時に賞味期限までの残存期間が60%以上（又は3か月のいずれか短い期間）が必要という輸入規制への対応	1
シンガポール	水産物のビブリオ・フルビアリスに関する規制明確化	1
	食肉加工品への外国産原料の使用	1
タイ	パラコートなど農薬の残留農薬基準値削除	1
中国	水産物の輸出のための中国政府による施設登録	3
	輸入包装済み食品ラベルへの規制強化への対応	
	「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定	
米国	さくらの切り枝の輸出解禁	2
	無添加無菌包装米飯（パックご飯）の製造施設の登録	
カナダ	小麦粉含有食品にかかる規制（強化小麦粉の使用義務）への対応	1
メキシコ	日本産牛肉の輸出環境改善（施設認定権限の移譲）	1
英国	蒸留酒の容量規制への対応	2
	ワインの輸入規制（醸造方法及び自己証明）への対応	
ロシア	輸出水産食品施設登録の再開及びロシア側施設リストの修正	1
サウジアラビア	水産食品輸出に係る施設登録・衛生証明書の発行	1
牛肉輸出可能国・地域	牛肉のスライスされた状態での輸出	1
豚肉輸出可能国・地域	豚肉のスライスされた状態での輸出	1
再掲	19か国・地域の放射性物質規制への対応 （※各国・地域に分割して新規追加）	19
合計		102

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃

- ・ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、35の国・地域で撤廃、19の国・地域で継続）。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃 （35）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ
事故後の 輸入規制 を継続 （19）	一部都県等を対象に 輸入停止（6）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
	一部又は全ての都道府県を 対象に検査証明書等を 要求（12）	EU及び英国、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア、レバノン、アラブ首長国連邦、エジプト
	自国での検査強化（1）	イスラエル

注1) 2020年9月9日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注3) タイ政府は、検疫上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

輸出証明書発行、区域指定、施設認定の手続の一本化

- これまで農林水産省、厚生労働省、国税庁、都道府県等がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出に必要な①輸出証明書発行、②生産区域指定、③加工施設認定を法定化（輸出促進法第15条～第17条）。
- 国・品目別に定められていた約180の輸出証明書発行、施設認定等の手続を輸出促進法に基づく手続規程として分かりやすく一本化し、ホームページに公表することにより利便性向上。

これまで

厚生労働省、農林水産省、国税庁がそれぞれ通知に基づいて実施。

厚生労働省所管
110本

農林水産省所管
43本

国税庁所管
1本

農林水産省・厚生労働省共管
22本

合計 176本

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品
EU等	牛肉、家きん肉、食肉製品、乳製品 家きん卵及び卵製品、ケーシング ゼラチン・コラーゲン、水産物 ペットフード	シンガポール	牛肉、豚肉、家きん肉 食肉製品、家きん卵製品 水産物（ふぐ）	ミャンマー	牛肉
		タイ	牛肉、豚肉、青果物	メキシコ	牛肉、水産物
米国	牛肉、水産物	ナイジェリア	水産物	ロシア	牛肉、水産物
アラブ首長国連邦	牛肉	ニュージーランド	牛肉、水産物（二枚貝）	韓国	家きん卵、畜産加工品、水産物
アルゼンチン	牛肉	バーレーン	牛肉	香港	牛肉、豚肉、家きん肉 乳及び乳製品、家きん卵及び卵製品 アイスクリーム類等 水産物、モズガニ
インド	水産物、養殖水産動物用飼料	フィリピン	牛肉		
インドネシア	牛肉、水産物	ブラジル	牛肉 水産物 飲料・酢	中国	乳及び乳製品、水産物、錦鯉
ウクライナ	水産物	ベトナム	牛肉、豚肉、家きん肉 水産物		
ウルグアイ	牛肉	マカオ	牛肉、豚肉、家きん肉	各国共通	錦鯉（中国を除く） まぐろ類、めろ 原発事故関連証明書 自由販売証明書、酒類、水産動物等
オーストラリア	牛肉、水産物、養殖用飼料	マレーシア	牛肉、水産物		
カタール	牛肉				
カナダ	牛肉、水生動物				

整理・統合

法施行後

輸出促進法に基づく手続規程に一本化。

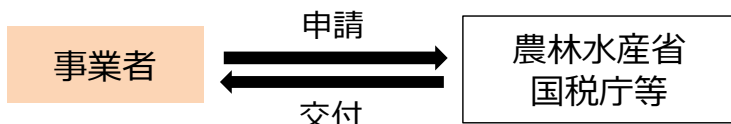
一元的な輸出証明書発給システムの整備

- 農林水産省において、輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを整備。
- これにより、輸出を行う事業者は、オンラインシステム上で複数の証明書の申請を行うことができ、利便性が向上。
- 第一段階として本年4月から、原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書をシステムの対象に追加。
- 今後、国税庁、厚生労働省、都道府県等が発給する証明書にも対象を拡大し、令和3年度までに全ての輸出証明書をシステムの対象に追加。

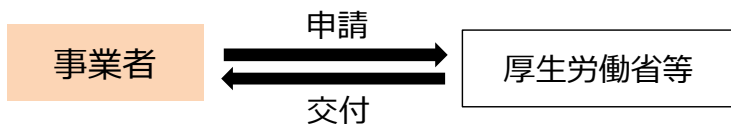
これまで

事業者は別々の省庁等に申請。
オンラインシステムによる申請は農林水産省の
原発事故関連証明書のみ。

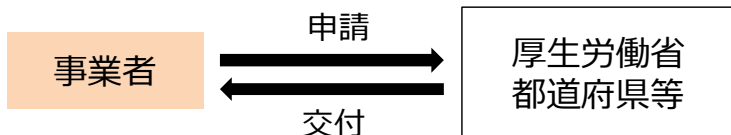
○原発事故関連証明書



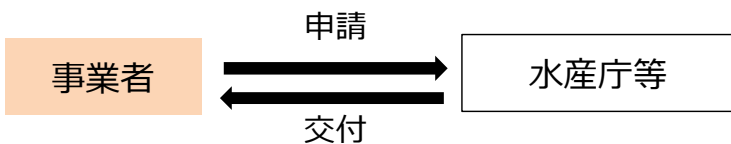
○自由販売証明書



○衛生証明書

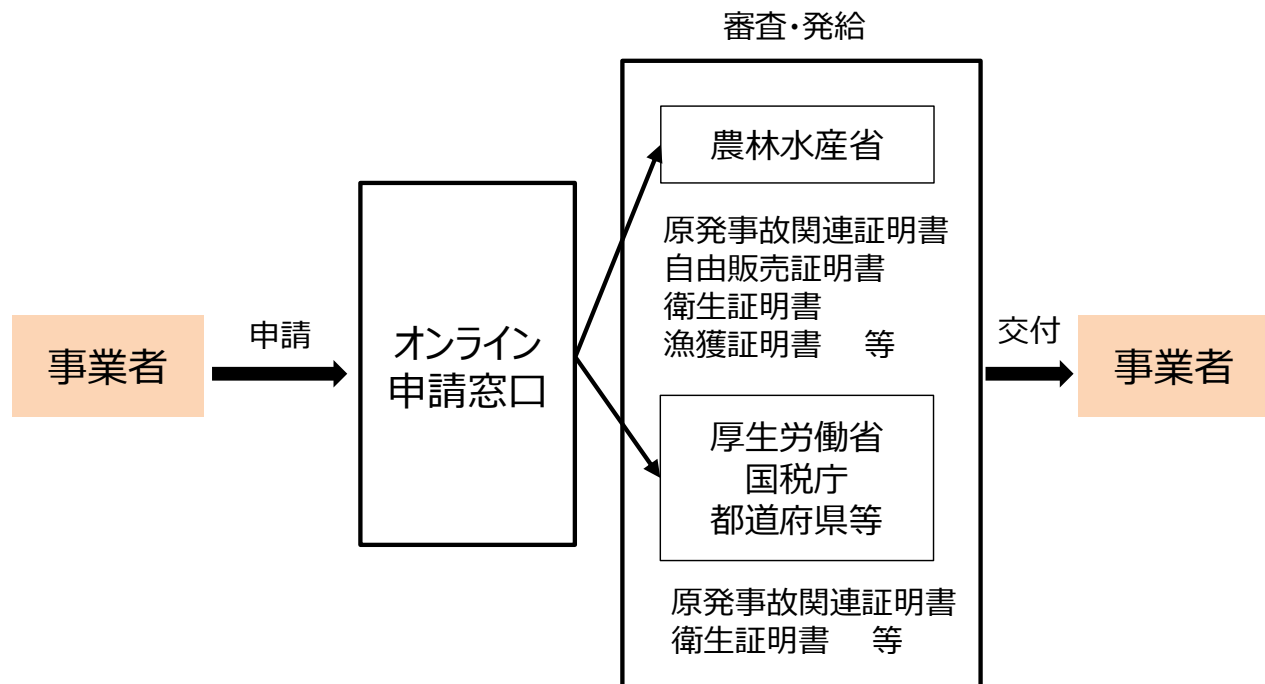


○漁獲証明書



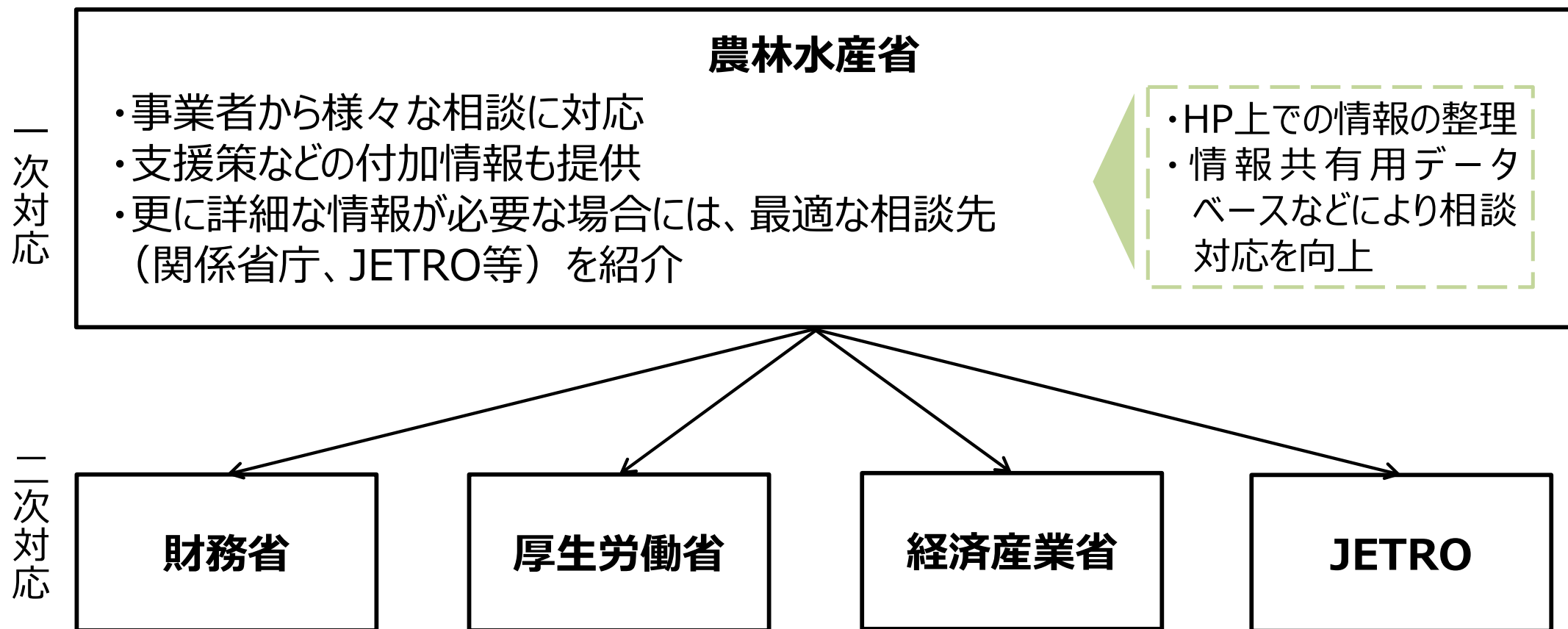
システム構築後

事業者は一つのオンライン申請窓口を通じて申請可能となり、
手続コストを削減。



輸出についての一元的な相談窓口の設置

- 本年4月から農林水産省本省に、輸出に取り組む事業者からの相談を一元的に受け付ける窓口を設置し、地方農政局等においても整備中。
- 本年秋頃を目途に、農林水産省は、関係省庁やJETRO等と相談情報を共有できるデータベースを整備して、相談内容や回答を共有するとともに、共通のQ&Aを作成するなど、相談対応を向上。
- 関係省庁やJETRO等は、ネットワークを通じて情報・課題を共有。



関係省庁、JETRO等との情報・課題の共有

③輸出促進法に基づく登録認定機関制度

輸出施設（食品加工施設等）の認定

- 輸出先国から、自国が定める構造設備や衛生管理の基準に適合する施設を認定するよう求められる場合がある。
- 認定の対象は、主に食肉処理施設や食品加工施設であり、EUでは、養殖場や産地市場など広範囲にわたる。
- 認定を受けるためには、構造設備や衛生管理の基準を満たすだけでなく、公的機関（国や都道府県等）による最終製品の検査や、定期的な施設の検査等を受けることが求められる場合がある。

認定の対象となる施設の例

- 食品加工施設（と畜場、食肉処理場、水産加工場など）
（EU、米国向け畜水産物、中国向け水産物など多数）
- 漁船、養殖場（EU向け水産物）
- 産地市場（EU向け水産物）
- 青果物の選果場（タイ向け青果物）

※ 植物防疫の観点から求められる生産園地及び選果こん包施設の登録は、別途個別法令による手続きが必要。

施設認定に求められる要件の例

- HACCPによる衛生管理が行われていること
- 輸出先国が求める施設の構造基準（清掃区・汚染区の区分け、床や壁の材質等）に適合していること
- 認定を受けた食肉処理施設、農場や養殖場からの原材料を用いていること
- 食肉や養殖水産物中の残留物質や微生物の検査を行うこと

申請先・認定主体

施設認定の例		申請先・認定主体
EU向け水産物	加工施設	厚生労働省地方厚生局又は都道府県知事等 農林水産省
	産地市場	農林水産省
米国向け水産物		厚生労働省地方厚生局又は都道府県知事等 登録認定機関
中国向け水産物		厚生労働省地方厚生局
インドネシア向け水産物		農林水産省、登録認定機関

※ 輸出食肉に係る施設認定等については、引き続き厚生労働省が実施。

主要国向け輸出施設数（輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定件数）

品目	輸出先国	輸出施設数	認定主体
牛肉	アメリカ	15	厚労省
	EU等※1	9	厚労省
	タイ	71	都道府県等
	マカオ	69	都道府県等
水産	アメリカ	475	登録認定機関 厚労省、都道府県等
	EU等※1	79※2	農水省 厚労省、都道府県等
	中国	1,719	厚労省、都道府県等
	ベトナム	701	都道府県等
	インドネシア	197	農林水産省、登録認定機関

注：令和2年8月27日現在

※1：英国、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン（牛肉のみ）を含む

※2：最終加工施設のみ

登録認定機関制度の概要①

- 施設認定の迅速化を図るため、国又は都道府県等に加えて、専門的な知見を有した民間機関も施設認定を実施できるよう、登録認定機関制度を創設。
- 施設認定のほか、輸出される食品が当該認定施設において適正に生産、製造等されたものであることを示す証明書を発行することが可能。
- ただし、登録認定機関が施設認定を行うためには、輸出先国と協議を行い、了承を得る必要。

業務の内容

- 輸出先国の政府機関が定める要件に適合する施設の認定及び認定施設が認定要件に適合していることを定期的に確認する業務

(例) HACCPによる衛生管理の実施、施設の構造基準に適合していること等を審査し、認定。

- 残留物質等検査業務

(例) 畜産物や養殖魚介類中の動物用医薬品、重金属などの残留物質の検査等

- その他、国による施設認定の審査の一部を実施可能

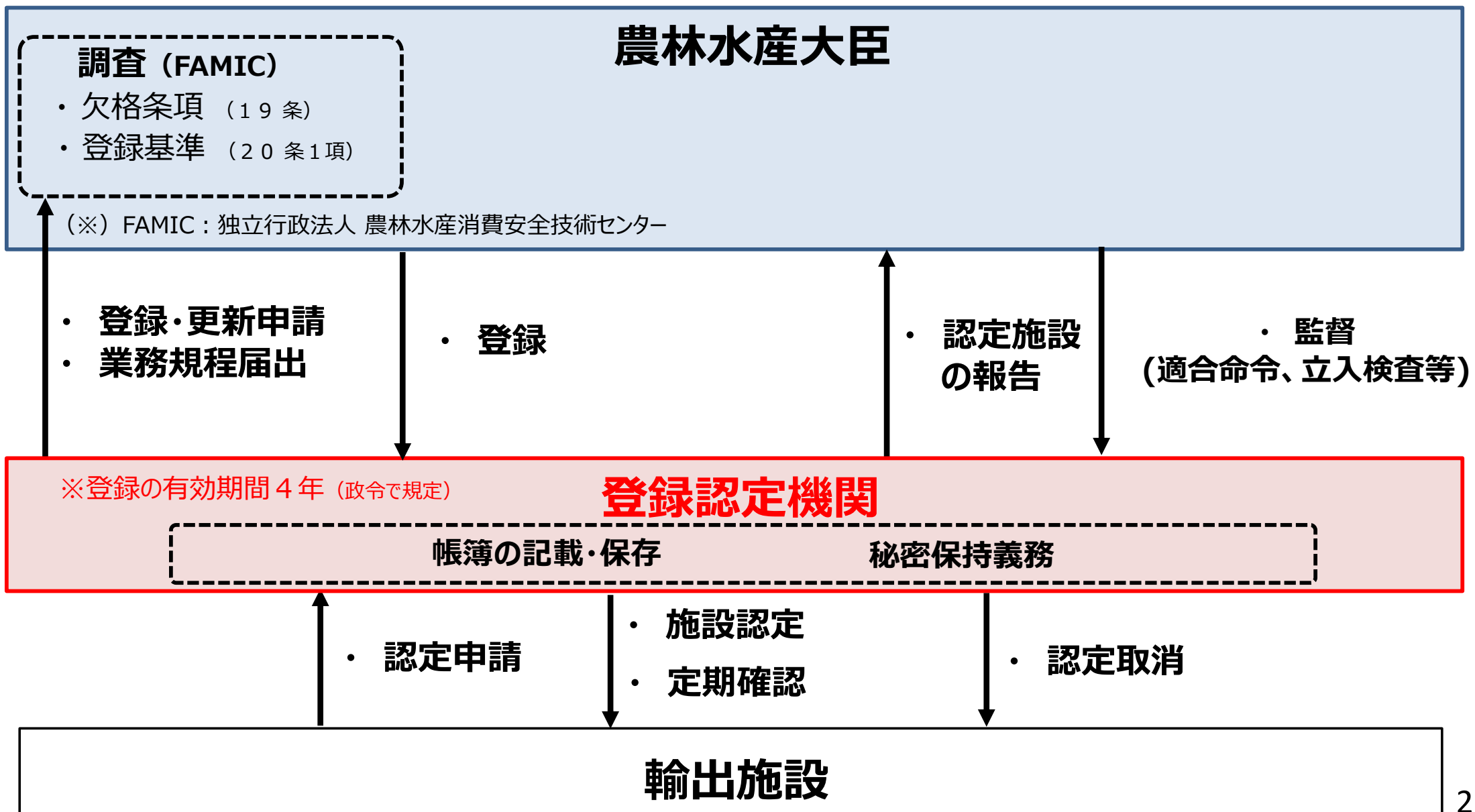
登録の区分と申請が可能な輸出先国

農林水産物の種類 登録認定機関の業務	農産物	畜産物	水産物	飼料
施設認定及び定期確認業務	—	—	—	—
施設認定及び定期確認業務 (残留物質等検査を除く)	タイ	—	米国、インドネシア、ウクライナ、豪州、EU、ナイジェリア、ブラジル、ロシア	—
残留物質等検査業務	—	米国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、豪州、ニュージーランド、EU	EU	—

⇒ 登録は、① 業務の内容 ② 施設認定農林水産物の種類 による区分で行う。また、申請の際は、区分の中で 認定を行う輸出先国を申し出る。

登録認定機関制度の概要②

- 農林水産省は、FAMICの専門的な知見を活用しつつ、適確に施設認定を行うための能力があるかどうかについて審査、登録。
- 登録後も、適確に認定業務が行われるよう監督。



登録の基準

- 登録に当たっては、各業務ごとに定めた登録基準に適合しているかどうかを審査。
- 施設の認定や認定後の定期確認に係る業務は、ISO/IEC 17065に準拠した業務体制を有しているかを審査。
- 残留物質等検査は、ISO/IEC 17025 に準拠した業務体制を有しているかを審査。

① 施設の認定及び適合施設が認定要件に適合していることを定期的に確認する業務

次に掲げる基準のすべてに適合していること

- ア 公平な認定等の実施、情報の漏えいの防止その他の適確に認定等を行うために必要な運営方針及び安定的な経営基盤を有すること
- イ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な運営体制を有すること
- ウ 認定等に必要な能力を有する職員を十分に確保するとともに、その能力の維持向上及び適切な人事管理に必要な方針を有すること
- エ 適確に認定等に係る業務を行うための具体的な手順が定められていること
- オ 適確に認定等に係る業務を行うために必要な監査、文書管理その他の業務管理体制を有すること
- カ 認定等の業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承が得られていること

② 残留物質等検査の業務

次に掲げる基準のすべてに適合していること

- ア 試験所に関する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた基準（ISO/IEC 17025）に適合していること
- イ 残留物質等検査を行う能力を有すること
- ウ 適合施設の確認業務を実施することについて、必要に応じて、輸出先国の了承が得られていること

現在、登録されている機関

- 現在、2 機関が登録済み。1 機関が審査中。
- 今後、登録認定機関による施設認定を認めてもらえるよう、輸出先国と協議を進めるとともに、施設認定を更に迅速化するため、本制度の周知を進める。

(一社) 日本食品認定機構

登録日：令和2年6月3日

業務内容：施設認定及び
定期確認

認定品目：

- アメリカ合衆国（水産物）

(一財) 日本食品検査

登録日：令和2年6月4日

業務内容：施設認定及び
定期確認

認定品目：

- インドネシア、ウクライナ、オーストリア、ナイジェリア、ブラジル及びロシア（水産物）

(一財) 日本食品分析センター

登録日：審査中

業務内容：残留物質等検査

認定品目：

- EU、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、NZ（畜産物）
- EU（水産物）

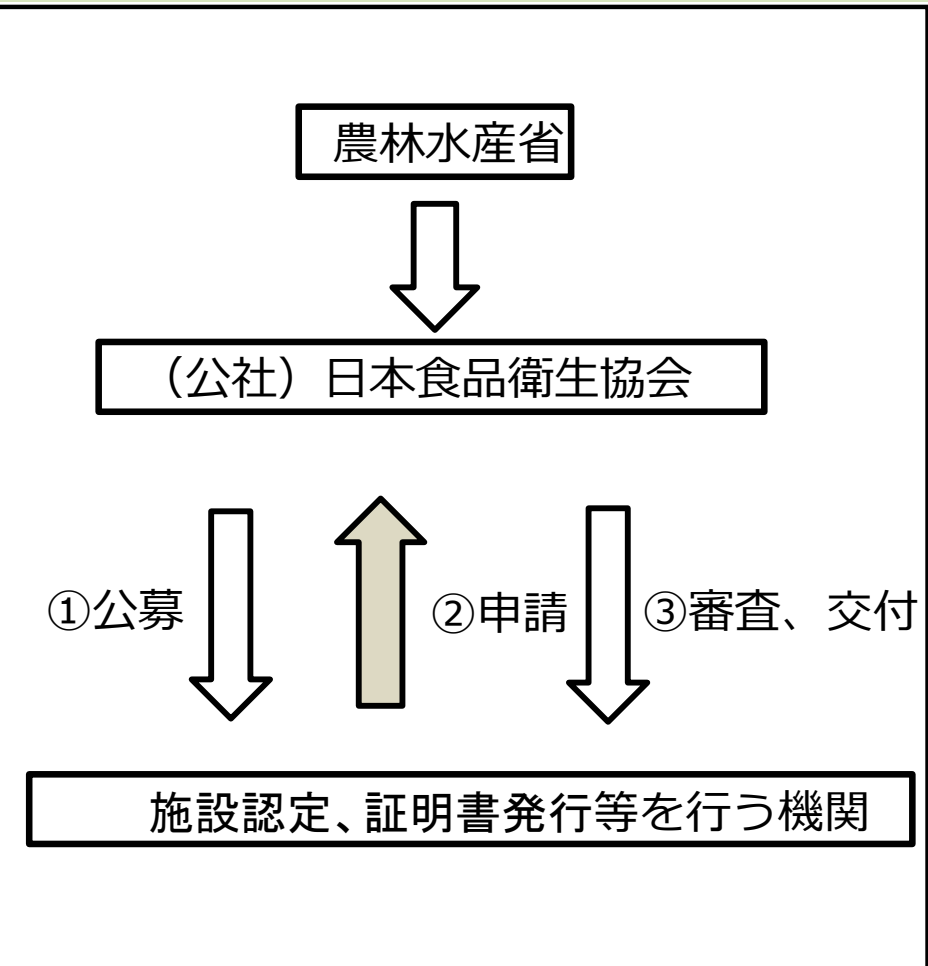
登録認定機関や地方自治体の体制強化への支援

- 施設認定や証明書発行等の迅速化のため、これらを行う登録認定機関や都道府県等（都道府県、保健所設置市、特別区）の体制強化を支援。
- 令和元年度補正、令和2年度当初予算で計4.1億円を措置。令和3年度も引き続き要求中。

支援内容

予算事業の流れ（例：令和2年度）

予算事業メニュー	支援内容	支援対象経費
①能力向上 (補助率：定額)	<ul style="list-style-type: none"> 実務担当者向けの研修の参加・開催や研修資料の作成 検査機関が取得すべき国際規格（ISO/IEC 17025）の認定取得 	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加費、旅費、講師謝金等 申請料、審査料、旅費等
②体制強化 (補助率：定額)	輸出に取り組む事業者のニーズに対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> 相談、申請受付、事前審査対応を行う人員の増強 窓口の新設、受付時間の延長等によるサービス向上 等 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費、委託費、使用料及び賃借料等
③検査機器の導入・更新 (補助率：1/2以内)	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器の購入・更新 〔補助金額：上限2,500万円 下限 100万円〕 	<ul style="list-style-type: none"> 機器購入・更新費、消耗品費等



お問い合わせ：公益社団法人日本食品衛生協会

Tel: 03-3403-2111 URL: http://www.n-shokuei.jp/news/2020/info_2009_2.html